（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【15．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ニ．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【16．確認の特例】
法第54条第２項の規定による申出の有無　□有　□無

【17．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【18．備考】

（注意）
１．【２．市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「・」マークを入れてください。
２．【７．建築物の用途】及び【９．工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「・」マークを入れてください。
３．【８．建築物の住戸の数】の欄は、【７．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築

□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16．再生可能エネルギー利用設備】
【イ．非住宅建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
低炭素化促進基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
低炭素化促進設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
【ハ．共同住宅等】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）
【ニ．複合建築物】
再生可能エネルギー利用設備の種類（　　）

【17．確認の特例】
法第54条第２項の規定による申出の有無　□有　□無

【18．建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【19．備考】

（注意）
１．【２．市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当する